三健第　９０　号
令和２年４月２３日

介護保険サービス事業所　施設長様
管理者様
有 料 老 人 ホ ー ム　施設長様

三戸町健康推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の臨時的取扱いについて

平素は、本町の介護保険事業の推進に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症に対し、令和２年４月７日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その４）」に基づき、本町の対応方針等を下記の通り定めましたので、通知いたします。

つきましては、下記の対応方針等に基づき、適切に御対応いただくようお願いします。

なお、本取扱いは、極めて例外的なものであることに御留意お願いいたします。

記

１　対応方針

令和２年６月末以降に要介護認定・要支援認定が満了する被保険者から、更新申請書の提出があった場合、原則、有効期間を１２か月合算し、被保険者証を交付します。

２　要介護認定等の有効期間合算についての留意点

（１）手続について

更新申請書は通常通り提出が必要となり、前回要介護状態区分が引き継がれます。認定調査や主治医意見書の作成は必要ありません。ただし、前回の認定決定時から心身の状態が大きく変わっているなどの場合については、区分変更申請を検討してください。

（２）新規申請・区分変更申請について

新規申請・区分変更申請については、介護認定審査会による審査判定が必要となるため、通常通りの手続となります。

（３）受付開始日

令和２年５月１日（金）

なお、当面の間は当該取り扱いとしますが、今後の状況によっては、対応が変更になる可能性がありますので、御了承ください。

【対応例】

現在	要介護認定結果	要介護３
	認定有効期間	平成２９年７月１日から令和２年６月３０日

⬇

臨時的措置後	要介護認定結果	要介護３
	認定有効期間	令和２年７月１日から令和３年６月３０日

問い合わせ
三戸町役場　健康推進課
高齢者支援班
電話２０－１１５３